

2022 年第 4 回定例会
調布市議会議員の議員報酬および費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 反対討論

生活者ネットワークは、議案第 102 号、調布市議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。本条例改正は、市議会議員の期末手当の支給割合を、現状の 100 分の 445 から 100 分の 455 に引き上げるものです。本年 9 月の人事院勧告に基づいた総務省からの通達にしたがい、若年層の給与を引き上げ、正規職員と再任用職員の勤勉手当と特定任期付職員の期末手当を引き上げる条例改正案も提案されているところです。これらは、複雑化・高度化する課題解決に対応する人材を必要とする市としては、専門性や高い意欲を持つ人材を確保することは必至であり、こちらについて異論はありません。

一方、今回の職員の給与に関わる条例改正は、主に勤勉手当が対象となっております。2020 年、2021 年と期末手当が引き下げとなった際には、期末手当が支給されている会計年度任用職員も影響を受けました。しかし今回は、引上げ対象が常勤職員のみ対象となっている勤勉手当であることから、会計年度任用職員は処遇改善の対象から外れております。これは総務省の方針であるとは言え、現在 1200 人いる市の会計年度任用職員の中には、子どもの命を預かる保育士や、夜間まで利用者対応に当たる図書館司書など、高い専門性と経験を有していながら、専門資格が十分に評価されない給与体系の中、市政運営を担う職員も数多くいます。コロナのみならず、物価高騰の影響を受ける中、こういった職員は 2 回に渡り期末手当が引き下げとなったままです。そして、その 9 割以上が女性です。西東京市は物価高騰対応として、12 月に限り会計年度任用職員の期末手当を 0.1 ヶ月分引き上げるとのことです。調布市においても、会計年度任用職員の処遇改善には継続した取り組みを求めます。

また、市役所内にとどまらず、市内においても物価高騰の影響などから格差はさらに拡大をしており、所得の少ない人ほどより厳しい生活を強いられています。あらゆる市民に寄り添う立場にある議員としては、心情的にも期末手当引上げには賛同しかねます。以上の理由により、生活者ネットワークは議案第 102 号に反対をいたします。